自賠責保険の知識確認

【使用冊子】
・「自賠責保険　請求のご案内」（損害保険ジャパン日本興亜社用）　ー　自請
・「交通事故被害者のために」　ー　交被
・「自賠責保険（共済）損害調査のしくみ」　ー　自損

2017年8月25日
新風会

自賠責保険の請求方法

・被害者請求

自請　P2～P4　　交被　P9～P10

自賠責保険では、事故の過失の大小にかかわらず、ケガをした方を「被害者」としています。

・被害者自身が、加害車両の自賠責保険会社に直接請求できる。

・時効　→「 事故発生日」の翌日から3年である。

・「仮渡金制度」がある。

・「請求書類セット」・・・　自請　P13　・交被　P11

・加害者請求

自請　P2～P4　　交被　P9～P10

自賠責保険では、被害者の相手方を「加害者」としています。

・加害者が、被害者に賠償金を支払いした後に加害車両の自賠責保険会社に請求できる。

・時効　→　「支払をした日」の翌日から3年である。

・「仮渡金制度」はない。
（自賠責保険は、被害者保護の保険のため）

・「請求書類セット」・・・　自請　P13　・交被　P11

自賠責保険だけの契約者対応

①相手方（被害者）に頼る

・社会保険（健保や労災）の使用で、治療費単価を下げる。

→後日、社保求償はある。

・相手の人身傷害保険に頼る。

（人傷先行払）

→自賠金額超は人傷社から求償可能性はある。

・治療費は、医療機関が被害者の代理請求してもらう。医療機関が了解するかがポイント。

・「仮渡金制度」の活用

②契約者＝加害者

「加害者請求」は、加害者が治療費など立替した分が請求できる。

☆当面立替できる資力があるか。

労災補償と損害賠償との関係

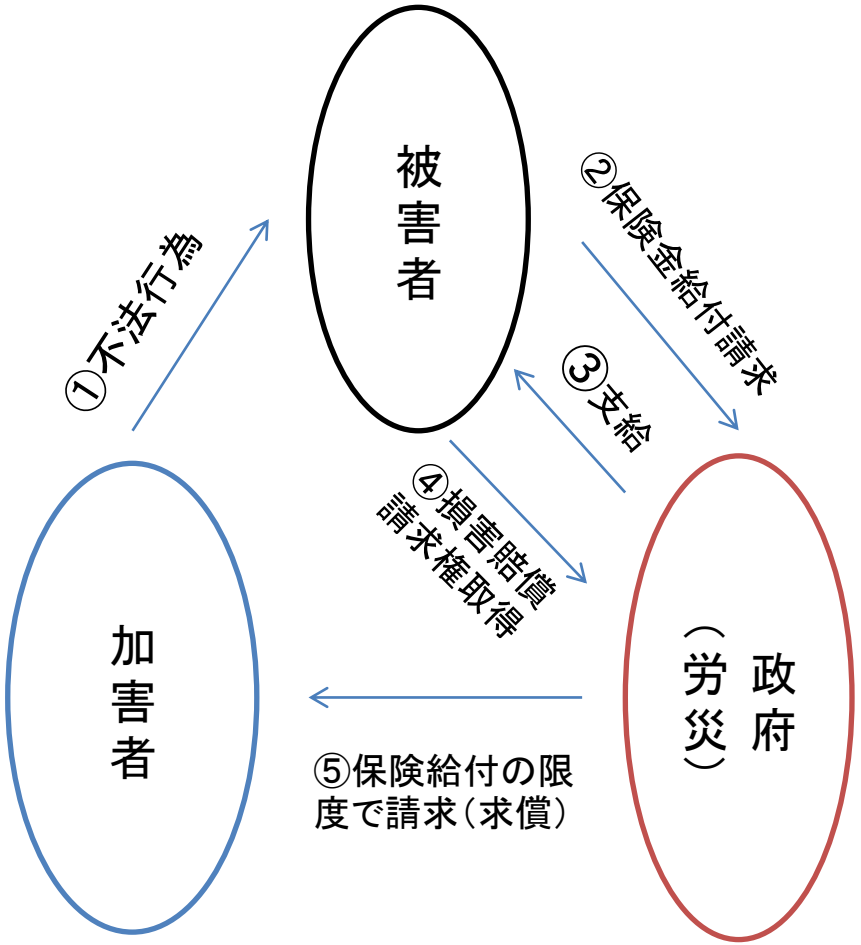

≪労災保険給付先行≫

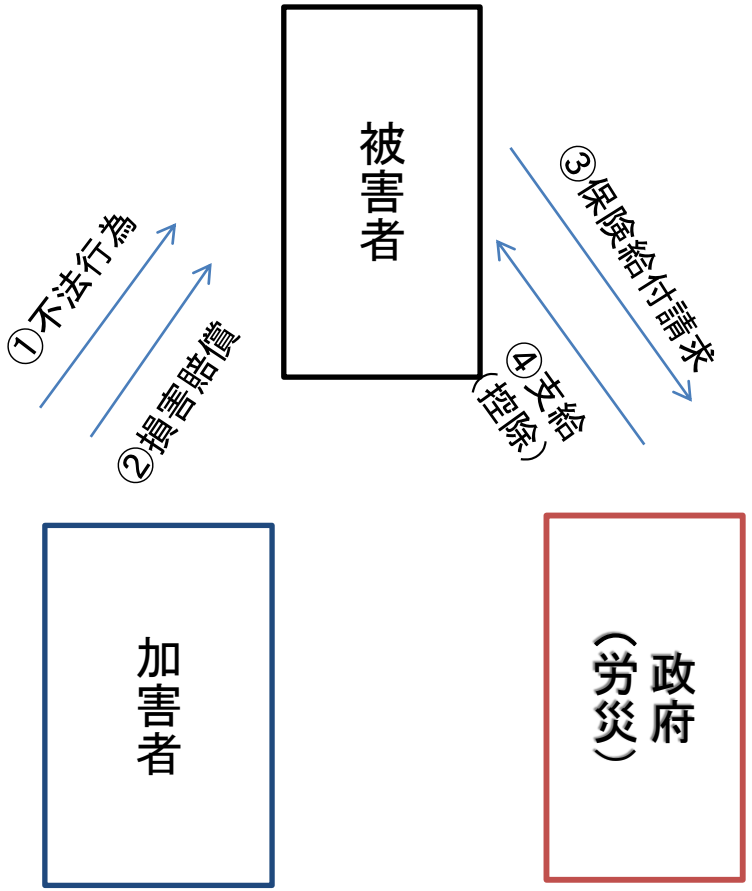

≪損害賠償先行≫

自賠責保険の損害調査

自損　P9～P11・P15

損害保険料率算出機構

さいたま自賠責損害調査事務所

（さいたま市中央区　あいおいニッセイ同和　さいたまビル）

・一般調査課
・認定課（後遺障害等級）
・医療調査課

↓

関越本部（あいおいニッセイ同和　さいたまビル）

本部　（東京　新宿パークタワー）

・「特定事案」とは、自損　P11

・「自賠責保険（共済）審査会」

①　有無責等の専門部会

例　自動車工学専門部会

人間工学・機械工学専門家で構成。事故状況を工学的見地から分析する

②　後遺障害の専門部会

例　高次脳機能障害専門部会

脳神経外科医・弁護士などで構成。 高次脳機能障害に該当する可能性のある事案の審査する。

非器質性精神障害専門部会

精神科専門医などで構成。 非器質性精神障害に該当する可能性の事案を審査する。

損害認定で留意すべき項目

・「警察提出用診断書料」は、以下の場合　１通認定

①被害者名のある人身事故証明書の提出がある場合
②被害者名のない人身事故証明書の提出がある場合
　（物件事故証明書、被害者名のない人身事故証明書、無届など）
　→「人身事故証明入手不能理由書」および「当該診断書　原本」の提出があれば認定される。

・「眼鏡購入費用」 ・・・　**５万円まで+消費税**

・「応急手当てにかかった治療費」は、以下の場合　領収書のみで認定

①　治療が事故当日または翌日であること
②　同一の医療機関に2日間以上の通院がないこと
③　領収書の合計額が、2万円以下の治療費であること